

SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

2023.4

NewsLetter

Vol.23

6 億 円 超 !
過 去 最 高 額 の
課 徴 金 納 付 命 令

今月号のテーマは、過去最高額の課徴金納付命令で話題の、景品表示法における課徴金制度についてです。

令和5年4月11日、「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを除去」等と標榜した商品を販売する一般医薬品製造販売業者に対し、消費者庁から景品表示法に基づく「課徴金納付命令」が出されました。

この事業者には令和4年の1月20日にステック型とスプレー型が、4月15日に残る置き型に対し、消費者庁は景品表示法に基づく「措置命令」を出しておりましたが、合理的な根拠が提示されなかったとしてさらに厳しい「課徴金納付命令」を発出するに至っております。

「空間除菌」表示に対し、今後より一層規制が強まる事が予想されますので、広告法務にお困りのお客様は是非弊所にご相談下さい。

～今月のテーマ～

今話題の「課徴金」とは？ 6億円超えの納付命令について...



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士 柳澤 里衣

Executive Summary

1. はじめに
2. 何がいけなかったのか？
3. 課徴金ってそんなに高いものなの...？
4. 事業者の皆様へ

1 はじめに

令和5年4月11日、消費者庁は、一般用医薬品の製造販売業者（以下、「本件事業者」といいます。）に対して、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」といいます。）に違反したとして、課徴金納付命令を発出しました。これにより、本件事業者は、令和5年11月13日までに、6億0744万円を支払わなければならぬこととなりました。この金額は、景表法に課徴金制度が導入されて以来の最高額であり、世間からの注目を集めています。

2 何がいけなかったのか

弊所のニュースレターでも、景表法についてお話したことがありました。簡単におさらいしますと、景表法という法律では、景品類のルールとして、商品に対して過大なおまけを付けてはいけなく、ということが規定されています。また、商品や役務の表示のルールとして、優良誤認表示という概念と、有利誤認表示という概念を示し、不当な広告をしてはならないことを規定しています。

優良誤認表示とは、事業者が提供する商品や役務について、その品質等を実際よりも著しく優良だと示したり、事実とは異なるにもかかわらず競合他社よりも著しく優良だと示したりすることです。一方、有利誤認表示とは、事業者が提供する商品や役務の取引において、価格その他の取引条件について、実際よりも取引の相手方に著しく有利だと誤認されたり、競合他社よりも著しく有利だと誤認されたりする表示のことをいいます。これらの優良誤認表示、有利誤認表示は、いずれも景表法で禁止されています。



消費者庁報道資料

| 商品名 | 課徴金 |
|-----------------|----------|
| 「ウイルス・菌 まとめて除菌」 | 6億0744万円 |
| 「ウイルス・菌 まとめて除菌」 | 1億1488万円 |

出典：https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230411_01.pdf

今回の課徴金納付命令の対象行為は、本件事業者による優良誤認表示でした。具体的には、本件事業者が販売する複数の商品について、商品パッケージ等にて、空間のウイルス除去等の効果を記載していました。そこで、消費者庁が、景表法第8条第3項の規定に基づいて、本件事業者に対し、そのような表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めました。これに対して、本件事業者は、資料を提出したものの、消費者庁は、それらの資料が、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものだと認められないと判断しました。したがって、本件事業者の表示が、不当表示であると推定されました。これが、景表法第8条第3項による不実証広告規制です。

このような経緯で、本件事業者は、不当表示を行ったと推定され、前述の課徴金納付命令を受けるに至りました。

3 課徴金ってそんなに高いものなの？

本件事業者が不当表示を行ってしまったとはいえ、6億円超えの課徴金というのは、やや驚きの金額ですよ。そもそも、課徴金とはそんなに高いものなのでしょうか？

景表法で規定されている課徴金とは、同法第8条第1項によれば、「当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額」とされています。なお、当該課徴金対象期間とは、同条第2項にて、それが3年を超えるときは、3年間を上限とすることが定められています。ここでもっとも注目すべきは、課徴金を算定するにあたり基準となっているのが、利益ではなく「売上額」という点です。売上とは、(皆様ご存知のとおり、)当該商品又は役務を売って得た代金の総額のことをいいます。つまり、この売上を立てるための経費の考慮などはないのです。そのため、純粋に売上を基準に課徴金を算定されてしまうことは、当該企業にとって大打撃になってしまいます。



今回の本件事業者への課徴金の金額が6億円にも上ったのは、不当表示があったからこそ、当該商品の売上が大きかったため、ということにはなりません。とはいえ、あくまでも売上をベースに算出されており、本件事業者にとってはとてつもなく大きな打撃になっていることは間違いありません。行政としては、不当表示をすることで、経済的利益を得られてしまう仕組みでは、表示規制をすることへの抑止力にはなりませんから、それを食い止めるために、売上をベースにして課徴金を算出することで、抑止力を高めているものと思われれます。

4 事業者の皆様へ

事業者の視点に立てば、経済的利益を追求して、訴求力のある広告表示を打ち出すわけですが、それが景表法上の不当表示に該当し、措置命令を受けてしまったり、課徴金納付命令を受けてしまったりすると、本末転倒になってしまいます。昨今、消費者庁の動きも数多く確認しておりますし、各消費者団体の活動も活発になっていく様子を実感しております。

事業者の皆様におかれましては、結果として利益を追求できるよう、適切な広告表示をしていただき、堅実に企業としての成長をしていただけたら幸いです。その際に、もし今打ち出していらっしゃる広告表示などに不安を感じる点がございましたら、是非一度弁護士等専門家のチェックを受けていただけたらと思います。

執筆者紹介

弁護士 柳澤 里衣

【学歴】

私立雙葉高等学校 卒業
早稲田大学法学部 卒業
早稲田大学大学院法務研究科 修了

【職歴】

平成 30 年 12 月 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

平成 30 年 12 月より弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所、現在に至る。

ヘルス&ビューティーチームとして広告審査を数多く担当し、顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行う他、離婚や相続等の一般民事事件も担当している。

広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円



広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

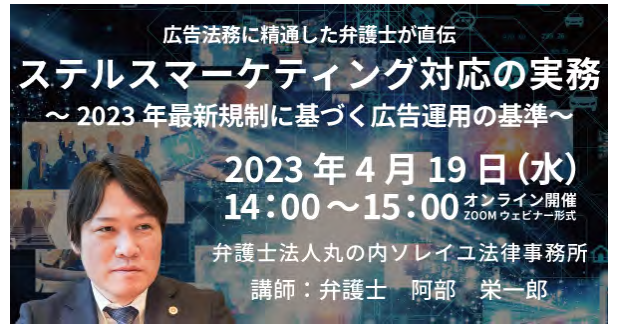
☆、★、★★、★★★★

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

主催オンラインセミナー



開催日時: 2023年4月19日(水) 14:00~15:00
受講料: 5,500円 ※顧問企業のご担当者様は無料

これまで法規制が無かったステルスマーケティングですが、2023年10月1日から景品表示法で規制されます。本セミナーでは、ステルスマーケティングにおける最新規制を全国でもいち早く捉え、企業が広告宣伝を行ううえでの留意点と運用基準について詳しく解説いたします。

お申し込み: <https://maru-soleil-20230419.peatix.com>

おすすめスポットプラン

スタートアップ支援プラン 330,000円~

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援プラン 330,000円~

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指すプランです。マニュアル完成後は社内セミナーを行い知識の定着まで行い

無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回30分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】

<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

TEL: 03-5224-3801 E-mail: office@maru-soleil.jp